

第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致

向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針

歴史まちづくり法第1条で定義される「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及び及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」とされており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念である。

歴史的風致の構成要素

歴史的風致の構成要素は、以下のとおりである。

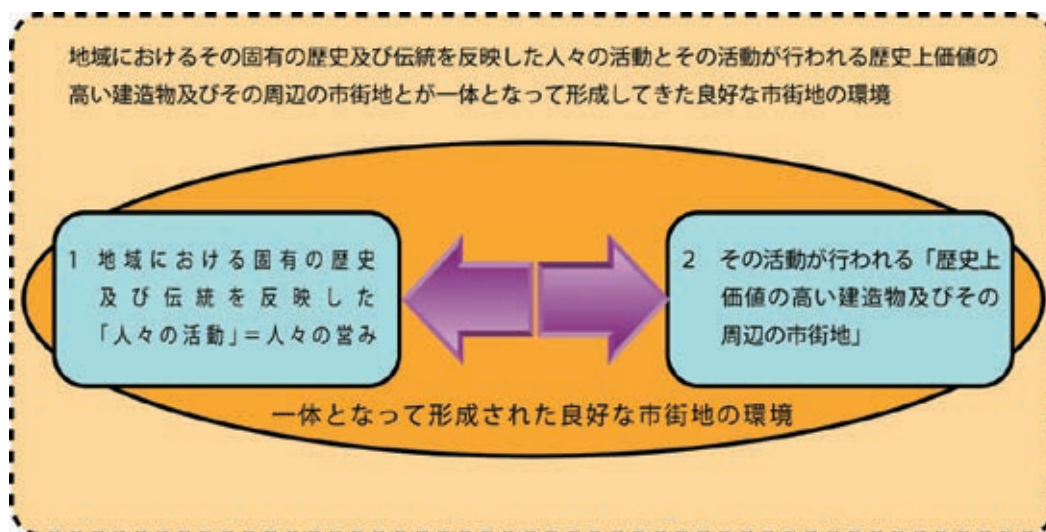


図2-1 歴史的風致の概念図

本市は、大阪湾から淀川をさかのぼり、天王山と男山の狭隘な地形を通り、桂川・宇治川・木津川に分岐する京都盆地の出入りに位置する。

「続日本紀」延暦6年(787)10月8日条に「朕、水陸の便あるを以て、都をこの^{ちん}邑に遷す」。また、延暦7年(788)9月26日条に「水陸の便有りて都を長岡に建つ」と記載されるように「長岡^{むら}邑」は長岡京以前から水陸交通の要衝として広く周知されていた。この長岡邑とは、現在の向日市に相当する。

古代の都「長岡京」が営まれただけでなく、遷都以後も交通の要衝であるとともに、京・大坂という大都市の間に位置し、政治・経済・文化など、常に日本の動向と密接に関連し、常にその最前線の中でまちが形成されてきた。

そのような中で、重要文化財向日神社本殿や史跡長岡宮跡、丘陵の竹林など、地域のシンボルとして市民の誇るべき財産が数多く所在する。これらは、地域固有の歴史を物語る存在として、「京都府向日市」の歴史的風致の重要な構成要素である。

また、本市は、大都市近郊の通勤型住宅都市として発展する過程で、鉄道の敷設や鉄道沿線の住宅開発など、近代遺産も数多く残り、身近なものを含めると狭隘な市域の中で、多種の歴史的風致が相互に関連して重層的に存在している。

本市の歴史的風致の全体像を概観するにあたり、多種多様な風致の中から、時代や地域性などを考

慮し、「向日市の歴史的骨格」を形成する項目をまとめる必要がある。

以上を踏まえ、本計画で取り扱う「向日市の維持向上すべき歴史的風致」は、次の6つである。

- ① 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）
- ② 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）
- ③ 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目踊）
- ④ 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致
- ⑤ 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致
- ⑥ 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致

以下、各歴史的風致を節ごとに略述する。